

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

羽咋市は、日本海に面した能登半島の付け根に位置し、古来より能登と加賀及び越中を結ぶ交通の要衝として発展してきた。

能登随一の穀倉地帯である邑知平野が市の中央部に広がり、海岸線は日本で唯一、波打ち際を8km余り車で走ることができる「千里浜なぎさドライブウェイ」が続く能登半島屈指の観光エリアとなっている。また、市内には由緒ある神社仏閣などが点在するなど、数多くの地域資源に恵まれている。

本市の人口は、昭和60年の28,789人を境に減少を続け、平成27年時点で21,729人と減少しており、少子高齢化による人口減少時代を迎えるなかで、さらに近年の情報技術の進展による政治・経済のグローバル化により、市政運営は大変厳しい状況下に置かれている。

また、産業においては、繊維工業や電子部品をはじめとした製造業、卸・小売業、サービス業が市の雇用を支えているが、生産年齢人口の減少に伴い、人手不足や後継者不足等様々な問題に直面している。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることにより、事業基盤を構築し、さらに企業の持続的発展に向けた取組みを支援していく必要がある。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、口能登地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

羽咋市の産業は、製造業や農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において

対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本計画の対象地域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業や農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」(同法第2条第4項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。)を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。